

件名	松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	総務課
関係課	
改正対象	<ul style="list-style-type: none"> ・松前町職員の給与に関する条例（昭和43年松前町条例第9号） ・松前町特別職の職員の給与に関する条例（昭和43年松前町条例第11号）
根拠法令等	令和2年人事院勧告及び令和2年愛媛県人事委員会勧告
改正理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公民の給与較差に基づく職員の給与改定のための関係条例の改正 ・公民の給与較差に基づく特別職（議員を含む）の給与改定のための関係条例の改正
改正の主な内容	<p>【一般職員】 期末手当の改定 …… 実施時期 令和2年12月支給期末手当から 12月期末手当 130/100 → 125/100 (R3/4/1 から 6月・12月ともに 127.5/100)</p> <p>【特別職（議員を含む）】 期末手当の改定 …… 実施時期 令和2年12月支給期末手当から 12月期末手当 170/100 → 165/100 (R3/4/1 から 6月・12月ともに 167.5/100)</p>
施行日	原則公布の日
【その他参考事項】	